障がい者制度改革推進会議総合福祉部会意見書

提出委員名: 大久保 常明

障がい者総合福祉法(仮称)制定までの間において当面必要な対策について

1. 総合福祉法(仮称)の制定・施行にいたるロードマップの明確化

現在、総合福祉法(仮称)の内容について、障がい者制度改革推進会議で検討作業が進められつつあるなか、必ずしもその制定・施行にいたるロードマップは明らかになっていない。

今、現行法(障害者自立支援法)の制度の下で、実際に、手続きを行い、様々なサービスを利用している人たちがいる一方、同法による新体系サービスと旧法のサービスを提供している事業者が混在している。また、これらの利用者や事業者への様々な助成措置等も行われている。この現状を踏まえ、現場に混乱や停滞を招かないように、政府は、次の点について明確に示す必要があると考える。

- 〇総合福祉法(仮称)について、目途とする制定と施行の時期
- 〇総合福祉法(仮称)の施行にいたるまでの現行法の取扱い
- 〇総合福祉法(仮称)の施行にいたるまでの現行法下における「障害程度区分」の取扱い
- ○利用者や事業者に対する現行の特別対策基金事業による助成措置等の取扱い
- 〇障がい者制度改革推進本部並びに同推進会議と関係省庁の審議会等との関係整理(法的 位置づけ含め)

2. 現行法(障害者自立支援法等)の改正

昨年の 171 国会で閣法として提出され、審議未了で廃案となった障害者自立支援法等の改正案の内容は、当面の重要な課題の改善とその実現を図ったものと理解する。よって、次のとおり、同法の改正を行う必要があると考える。

- ○福祉サービスの対象に発達障害等を明確化する。
- 〇福祉サービスに係る利用者負担について、現在の負担軽減措置を恒久化し、応能負担を原 則とする。
- ○グループホーム・ケアホームは、地域での欠かすことができない暮らしの場となっている。現在、重い負担となっている家賃等について、その負担を軽減する助成制度を創設する。
- 〇地域生活において重要な移動支援を個別給付とする。
- ○障害種別にかかわらず身近な障害児施設を利用できるようにするとともに、障害児施設等の 発達支援の専門スタッフが保育所等を訪問し、支援する仕組みを作る。また、放課後等デイ サービス事業を制度化する。
- 〇市町村での相談支援センターの設置を促進し、地域で不足する相談支援体制を強化するとともに、サービス利用計画案(ケアマネジメント)を支給決定に反映できる仕組みを作る。また、自立支援協議会を法定化し、サービスの調整やサービス基盤の整備を推進する。

3. 障害者虐待防止法の早期制定

知的障害のある人への虐待事件は、毎年何処かで発生しており、先般も相次いで報道されている。知的障害のある人たちは、その障害により、自らの身を守ったり、被害を訴えたりすることが困難な場合が多い。

現在、知的障害のある人は、年齢層にかかわらず人生のさまざまな場面において虐待のリスクにさらされ、受けた被害も潜在化している可能性がある。是非とも、それらの人のために、虐待を予防するとともに、その被害から救済する仕組みが必要である。ついては、今国会にも障害者虐待防止法が提出されており、党派を超え、一刻も早く制定する必要があると考える。

4. 国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律の早期制 定

知的障害のある人たちの地域の働く場となっている小規模作業所や就労継続支援B型事業 所等での平均工賃は、現在、約 12,000 円にも満たないものであり、多くの人たちが、この工賃と 障害基礎年金2級(約 66,000 円)が唯一の収入となっていると思われる。これでは、経済的に自 立した地域生活を送っていくことは困難である。

ついては、小規模作業所等の利用者の安定した仕事を確保し、工賃の改善につながる、国 等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律を早期制定する必要 があると考える。

5. サービス基盤の整備促進

○地域の重要な住まいであるグループホーム・ケアホームの設置促進

知的障害のある人たちの地域生活において、重要な住まいとなっているグループホーム・ケアホームの設置促進のため、施設整備費等を十分確保するとともに積極的な公営住宅を活用する必要がある。また、現在、設置を困難にしている建築基準法並びに消防法等について、施設ではなく住居としての実態に即した規制緩和を図る必要があると考える。

○ 相談支援事業の充実のための人員配置の強化と財源を確保

知的障害のある人たちは、自ら各種サービスの利用の仕方を判断したり、単一サービスの利用であっても、その適否や変更の必要性、新たなニーズの発生などを自ら判断し、調整することが難しい状況がある。これらのケアマネジメントを含めた相談支援体制は、知的障害のある人たちにとって欠くことのできないものあり、ついては、相談支援事業の充実のため、人員配置の強化と財源を確保する必要があると考える。

〇地域生活支援事業の推進・強化

それぞれの地域が実情に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業は、地域福祉を推進する上で大切な事業と考える。しかし、その財政状況や取組みの姿勢によって地域間格差が生じている現状がある。地域生活支援事業を推進し、地域間格差を是正するため、統合補助金を大幅に増額するとともに、特に、地域活動支援センターや日中一時支援事業、成年後見制度利用支援事業などの充実・強化のための施策を講じる必要があると考える。

〇行動援護の要件緩和と短期入所事業等の推進

地域生活を支えるうえで、特に、ホームヘルプ、行動援護、短期入所事業等のサービスが重要となっている。行動援護はその要件により利用が少ない状況にあり、その要件を緩和し、普及

を図る必要があると考える。また、身近な地域における短期入所事業が求められており、特に、 通所施設併設型を含む単独型の普及と設置促進を図る必要があると考える。

○特別なニーズのある人たちへの支援強化

地域において、行動上の課題や医療的ケア、高齢化など、特別なニーズがある人たちが増え つつあるなか、特に、ケアホーム等を利用するこれらの人たちへの夜間支援、ホームヘルプ等 の人的支援や訪問看護等の医療的ケア、通院支援(移動支援)などの体制を充実・強化する必 要があると考える。

また、これら特別なニーズがある在宅の人たちが利用できる短期入所事業や通所サービスが 不十分であり、これらの支援体制を整備する必要がある。

〇障害者支援施設(入所施設)の機能の明確化

強度行動障害や医療的ケア、緊急的保護などが必要な人たちのセーフティーネットとして、障害者支援施設(入所施設)の機能を明確化するとともに、その機能を強化する施策が必要と考える。

〇就労・生活支援センターの設置推進と機能強化

知的障害のある人たちの就労にあたっては、生活全般にわたる支援が求められる。就職時のみならず継続した相談支援、生活支援等の体制整備が重要であり、就業・生活支援センターの積極的な設置推進と関係機関との連携を含む機能強化を図る必要があると考える。

6. 安定かつ質の高い福祉サービスの確保

○安定かつ質の高い福祉サービスが提供される報酬単価の確保

事業者が質の高い福祉サービスを安定して提供できるとともに、サービスの質が反映されるような報酬単価を確保する必要がある。また、基金事業による福祉・介護人材の処遇改善対策について、平成24年度以降は報酬単価に組み込むなど恒久化する必要があると考える。

○旧法入所施設の新体系サービスへの移行促進と夜間支援体制の強化

旧法入所施設の新体系サービスへの移行が進まない現状がある。その移行が促進されるような報酬単価を設定するとともに、特に、施設入所支援の夜間支援体制の確保などに配慮した報酬単価を設定する必要があると考える。

〇人材育成と研修体制の整備・推進

サービス管理・提供責任者の研修の質の向上を図るとともに、定期的研修を義務づける必要がある。また、事業所職員等の支援技術に関する事業所内外での研修等の推進を図る施策を講ずる必要があると考える。

〇苦情解決と第三者評価の機能強化

現行の苦情解決と第三者評価の仕組みは必ずしも機能していないように思われる。再度、現 状を把握し、その課題等を検討し、それらが機能する施策を講じる必要があると考える

7. 障害程度区分に関する対応

○認定調査員の研修強化と審査会委員への知的障害専門家の参画

現行の障害程度区分に用いられている第1次判定の尺度は、身体機能の障害を重視したものとなっているため、特に、知的障害や精神障害のある人たちについては、市町村の設置する審査会(第2次判定)の裁量に多くを委ねており、支給決定に地域間格差が生じているように思

われる。

ついては、適切かつ公平な評価ができるよう、認定調査員の研修強化と審査会への知的障害専門家の参画を促進する対応が必要と考える。

〇第1次判定尺度の速やかな見直し

知的障害の障害特性とともに活動支援や社会参加支援を含めた支援ニーズを適切に反映した尺度の検討が急務であり、そのための調査・研究を速やかに行う必要があると考える。

〇障害程度区分による支給決定のあり方

現在、障害程度区分により利用できるサービスが制限されているが、地域の基盤整備等の実情に応じて柔軟に対応できるようにする必要があると考える。先ずは、支給決定に際して、利用者に対する必要な情報の提供とケアマネジメントを機能させるとともに、利用者の意向を反映できる相談支援体制を整備・強化することが緊要と考える。

8. 小規模作業所への支援策の強化

小規模作業所は、知的障害のある人たちにとって、身近な地域での活動や働く場として重要な役割を果たしてきているが、法定のサービス体系への移行が困難な作業所が現在もある。ついては、それらの作業所に対して、これまでの特例交付金や移行促進事業を継続するとともに、地域活動支援センターの定員要件の緩和(利用者 5 名以下への対応等)や財政支援などの支援策を強化する必要があると考える。

9. 所得保障の充実

○障害基礎年金に関する速やかな検討

現在、地域で暮らす知的障害のある人たちの多くを占める低所得の人たちは、障害基礎年金 と僅かな工賃が主たる収入となっており、日々の生活に不安を抱いている現状がある。収入の 中心である障害基礎年金の増額が是非とも必要と考える。

特に、障害基礎年金2級の支給額は、老齢基礎年金との整合性が図られているが、ライフステージが異なるなかで暮らしと受給前に資産形成が困難であるということを考慮する必要がある。また、障害基礎年金の受給者の多くが無拠出であることも踏まえ、支給額ならびにその制度の在り方についても速やかに検討を開始する必要があると考える。

○特別障害者手当の拡充

在宅の重度の障害者に対する所得保障の一部となっている特別障害者手当は、身体障害を 重視する傾向が窺われ、知的障害のある人たちにおいては一部が対象になっているに過ぎな い。行動障害等により濃密な支援を必要とする人たちがいるとともに、障害者支援施設(入所施 設)利用者との均衡を図る意味からも、支給基準を見直し、その対象者を拡大する必要がある と考える。